## 県南広域振興局長告示第17号

介護保険法施行規則 (平成 11 年厚生省令第 36 号) 第 131 条第 1 の規定により、指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の 所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成20年2月8日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

## 1 訪問介護

介護保険事	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
業所番号		変更前	変更後	发
0370900060	株式会社ツクイ	一関市新大町 86 番地ソアラビル	一関市萩荘字金ケ崎 18 番地 1	平成20年2月1日

## 2 訪問入浴介護

介護保険事	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
業所番号		変更前	変更後	<b>发</b> 发千月 I
0370900060	株式会社ツクイ	一関市新大町 86 番地ソアラビル	一関市萩荘字金ケ崎 18 番地 1	平成20年2月1日